滋 賃 審 第 6 号 令和 3 年 8 月 4 日

滋賀労働局長 待 鳥 浩 二 殿

> 滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月5日付け滋労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月3日発効の滋賀県最低賃金(時間額866円)は令和元年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の危機的状況を踏まえて、中小企業・小規模 事業者の事業継続と雇用の維持確保のため、賃金引き上げに直結した助成 金の創設、既存の各種支援策についての要件のさらなる緩和による拡充を 行うこと。また、これらの支援策について、直接的、かつ速やかな給付体 制の構築を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者への各種支援策について、県内に幅広く周知を 行うこと。

滋賀県最低賃金

- 1 適用する地域 滋賀県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 896 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1)件 名 滋賀県最低賃金
 - (2)最低賃金額 時間額 866円
 - (3)発 効 日 令和元年10月3日
- 2 生活保護水準
 - (1)比較対象者

18~19歳・単身世帯者

(2)対象年度

令和元年度

(3)生活保護水準(令和元年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の滋賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(98,028円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に 掲げる金額とを比較すると滋賀県最低賃金が下回っているとは認められな かった。

(註) 1箇月換算額

866 円(滋賀県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)

×0.817(可処分所得の総所得に対する比率) = 122,967円

時間額866円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮 した可処分所得の総所得に対する比率。